

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年12月17日

【中間会計期間】 第53期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 東洋シャッター株式会社

【英訳名】 TOYO SHUTTER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 田 和 育

【本店の所在の場所】 大阪府中央区南船場二丁目3番2号

【電話番号】 06(4705)2110 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部副本部長 丸 山 明 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区南船場二丁目3番2号

【電話番号】 06(4705)2110 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員企画管理本部副本部長 丸 山 明 雄

【縦覧に供する場所】 東洋シャッター株式会社東京支店  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号  
(日本橋Kビル)

東洋シャッター株式会社横浜支店  
横浜市西区南幸二丁目21番5号 (ヤナガワビル)

東洋シャッター株式会社名古屋支店  
名古屋市中川区北江町二丁目12番地

東洋シャッター株式会社神戸支店  
神戸市東灘区北青木二丁目1番34号(KHK北青木ビル)

株式会社東京証券取引所  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社大阪証券取引所  
大阪府中央区北浜一丁目8番16号

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第51期中	第52期中	第53期中	第51期	第52期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	9,751,388	10,004,740	10,559,251	20,421,736	21,250,339
経常利益 (千円)	397,739	347,807	410,830	881,289	805,519
中間(当期)純利益 (千円)	368,362	317,745	2,280,522	823,706	744,367
純資産額 (千円)	3,416,261	3,962,593	6,444,200	3,867,752	4,385,656
総資産額 (千円)	17,508,056	18,416,929	19,552,903	17,612,188	19,546,411
1株当たり純資産額 (円)	46.74	573.63	1,047.32	54.31	643.57
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	7.12	61.50	434.11	14.75	131.84
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.40	56.84	392.20	14.31	—
自己資本比率 (%)	19.51	21.52	32.96	21.96	22.44
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	520,430	931,335	868,062	1,478,956	1,116,158
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△29,898	△5,458	△62,893	△182,882	△32,547
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△534,233	△472,865	△470,444	△1,268,588	△726,405
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	654,712	1,178,911	1,417,829	725,899	1,083,105
従業員数 (名)	667	695	681	678	684

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期及び平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第51期より、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益、及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、中間(当期)純利益より利益処分による優先株式配当金総額を控除して計算しております。

4 提出会社の第52期中及び第52期においては、平成18年9月1日付で株式10株を1株に併合しております。なお、第52期中間期の1株当たり中間純利益は、株式併合が期首に行われたものとして計算しております。

5 第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期中	第52期中	第53期中	第51期	第52期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	9,751,388	10,004,740	10,559,251	20,421,736	21,250,339
経常利益 (千円)	398,424	347,018	410,620	885,412	803,854
中間(当期)純利益 (千円)	369,136	317,048	2,280,404	828,012	742,884
資本金 (千円)	1,838,213	1,838,213	1,838,213	1,838,213	1,838,213
発行済株式総数 (千株)	普通株式 51,871 第1回優先 株式 20,000	普通株式 5,187 第1回優先 株式 2,000	普通株式 5,187 第1回優先 株式 2,000	普通株式 51,871 第1回優先 株式 20,000	普通株式 5,187 第1回優先 株式 2,000
純資産額 (千円)	3,420,905	3,970,071	6,450,774	3,875,927	4,392,349
総資産額 (千円)	17,510,728	18,415,020	19,549,155	17,618,114	19,543,172
1株当たり配当額 (円)	—	—	普通株式 18.00 第1回優先 株式 20.023	普通株式 3.00 第1回優先 株式 3.052	普通株式 30.00 第1回優先 株式 31.709
自己資本比率 (%)	19.54	21.56	33.00	22.00	22.48
従業員数 (名)	642	672	658	654	661

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期及び平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

4 第52期中及び第52期においては、平成18年9月1日付で株式10株を1株に併合しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の部門等の名称	従業員数(名)
管理部門	61
営業部門	473
製造部門	147
合計	681

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	658
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

### (3) 労働組合の状況

労使関係については、特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、改善の続く企業収益を反映しながら順調に推移しました。民間設備投資が拡大を続けるとともに、雇用情勢の改善などにより個人消費も堅調に推移するなど景気の回復傾向は持続されました。

当シャッター業界におきましても、民間設備投資の好調を背景に、シャッター・ドア関連商品の需要は順調に推移いたしました。しかし、原材料等は引続き高値圏で推移し、建設業界の激しい受注競争も引続き、価格面等で厳しい状況を脱したとは言えませんでした。

このような状況の下、受注高は、軽量シャッター1,538,502千円、前中間連結会計期間比91,093千円の減(5.6%減)、重量シャッター6,072,773千円、前中間連結会計期間比80,034千円の増(1.3%増)、シャッター関連843,809千円、前中間連結会計期間比83,221千円の減(9.0%減)、スチールドア2,353,373千円、前中間連結会計期間比662,541千円の増(39.2%増)、建材他506,601千円、前中間連結会計期間比100,785千円の減(16.6%減)、受注残高は、軽量シャッター355,452千円、前中間連結会計期間比75,238千円の減(17.5%減)、重量シャッター4,112,663千円、前中間連結会計期間比55,142千円の増(1.4%増)、シャッター関連214,098千円、前中間連結会計期間比11,201千円の増(5.5%増)、スチールドア2,512,054千円、前中間連結会計期間比551,847千円の増(28.2%増)、建材他198,274千円、前中間連結会計期間比1,635千円の減(0.8%減)となり、また、売上高は、軽量シャッター1,548,899千円、前中間連結会計期間比4,579千円の増(0.3%増)、重量シャッター5,817,055千円、前中間連結会計期間比307,172千円の増(5.6%増)、シャッター関連756,456千円、前中間連結会計期間比189,450千円の減(20.0%減)、スチールドア1,925,985千円、前中間連結会計期間比537,549千円の増(38.7%増)、建材他510,856千円、前中間連結会計期間比105,339千円の減(17.1%減)となりました。

一方利益面におきましては、売上総利益率は前年同期比若干低下し、売上総利益額は前年同期比で増加したものの、人件費等の販管費の増加を全て吸収できず平成19年5月14日公表の計画値を下回る結果となりました。営業利益は、前中間連結会計期間比47,402千円の増(11.1%増)の475,291千円となりました。経常利益につきましても、前中間連結会計期間比63,022千円の増(18.1%増)、平成19年5月14日公表の計画値比59,169千円の減の410,830千円となりました。

連結中間純利益につきましては、厚生年金基金代行返上にとまなう代行返上益があり、前中間連結会計期間比1,962,777千円の増(617.7%増)で平成19年5月14日の公表計画値比49,477千円の減の2,280,522千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ、238,918千円増加し、当中間連結会計期間末1,417,829千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、868,062千円と前中間連結会計期間末に比べ、63,273千円の減少となりました。これは、主に仕入債務の減少によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、62,893千円と前中間連結会計期間末に比べ、57,435千円の増加となりました。これは、主に固定資産の取得による支出によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、470,444千円と前中間連結会計期間末に比べ、2,421千円の減少となりました。これは、主に長期借入金の返済、配当金の支払によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略していますが、以下に製品別の生産、受注及び販売の状況を示します。

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における製品別の生産実績は、次のとおりであります。

品名	数量	前年同期比(%)
軽量シャッター	103,442㎡	95.42
重量シャッター	97,979㎡	99.08
シャッター関連	10,028㎡	74.13
シャッター計	211,450㎡	95.75

(注) ドア・サッシ、金物については数量表示が困難なため、表示しておりません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間における製品別の受注実績は、次のとおりであります。

品名	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
軽量シャッター	1,538,502	94.41	355,452	82.53
重量シャッター	6,072,773	101.34	4,112,663	101.36
シャッター関連	843,809	91.02	214,098	105.52
シャッター計	8,455,084	98.90	4,682,213	99.81
スチールドア	2,353,373	139.18	2,512,054	128.15
建材他	506,601	83.41	198,274	99.18
合計	11,315,058	104.31	7,392,541	107.90

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における製品別の販売実績は、次のとおりであります。

品名	金額(千円)	前年同期比(%)
軽量シャッター	1,548,899	100.30
重量シャッター	5,817,055	105.57
シャッター関連	756,456	79.97
シャッター計	8,122,410	101.53
スチールドア	1,925,985	138.72
建材他	510,856	82.90
合計	10,559,251	105.54

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主のあり方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社普通株式の大量の買付行為や買付提案の中には、株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

#### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、こうした大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれも増大しています。

とりわけ、シャッター業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の、設計・製造・施工の一貫システム体制の構築、維持及び適切な運用が必要であります。当該一貫システム体制は当社が長年に渡り蓄積した経営ノウハウに基づき構築されたものであり、これにより、お客様の多様なニーズに対して適切かつ柔軟に対応することが可能となっております。これらが当社の株式の買付けを行うものにより中長期的に維持され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、当該一貫システム体制を運用するにあたっては、設計・製造・施工に関する専門的知識や、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウ及び経験が必要であり、かつ、お客様との長期に渡る関係構築が不可欠であります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社普通株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

#### 3. 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社普通株

式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しております。

この買収防衛策の導入目的としましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑制するためのもので、スキームは事前警告型ライツプランであり、有効期間は3年間です。また、買収者の株式取得が20%以上で発動します。なお、発動に関しては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。発動後は、新株予約権の割当行使により買収者の株式割合の稀釈化を図ります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は「全てはお客様の笑顔と満足のために」という経営ビジョンを念頭に置いております。技術部は生産および購買部門の協力のもと、また営業部門と連携して、社会的ニーズの高い商品の開発・改善を行い、お客様にとって付加価値の高い商品を提供できるよう努力しております。

具体的には建築基準法等、関連法規の性能基準化に合わせた新しい構造・機構のシャッター・ドア等、新防災事業製品の製品化に注力するとともに、時代の流れにあった商品の開発を目指しております。

シャッター分野においては、無線送信距離の長い特定小電力無線装置と開閉機をシャッターの巻取り部内に納め、軽量シャッターと同じ納まりを実現したスプリング併用式軽量電動シャッターを平成19年6月より販売開始いたしました。

また、現在異業種との技術提携により、当社のノウハウを生かした製品開発に取り組むとともに既存製品についてもより良い製品にするため随時改良にも取り組んでおります。

なお、当中間連結会計期間の研究開発関連費の総額は101,251千円であり、そのほとんどが鋼製建具関連です。よって、セグメント別の研究開発費は記載していません。

今後も「安全・安心・健康・快適・感動の提供」を目標にし、社会的ニーズに沿った商品開発を目指してまいります。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,748,000
優先株式	3,000,000
計	20,748,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,187,123	5,187,123	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
第1回優先株式	2,000,000	2,000,000	—	(注)
計	7,187,123	7,187,123	—	—

(注) 第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### ① 優先配当金の計算

優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下「配当率」という。)を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金10円を超える場合は10円とする。配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR(6ヶ月物)として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

##### ② 優先中間配当金の額

各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。

##### ③ 非累積条項

ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### ④ 参加条項

優先株主に対しては、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当金のほか、普通株主に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株1株につき500円を支払う。  
 優先株主に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 議決権  
 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (4) 株式の併合または分割  
 当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式及び優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。
- (5) 新株予約権等  
 当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。
- (6) 消却  
 当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (7) 普通株式への転換
- ① 転換を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)  
 平成19年4月1日(日)から平成40年3月31日(金)まで
  - ② 転換の条件  
 優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額  
 転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)
- (ロ)転換価額の修正  
 転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記(ハ)により転換価額と同様に調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (ハ)転換価額の調整
- a 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。
 
$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
    - i 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に参入される。
    - ii 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する旧商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の発行日に、発行される証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に参入される(下記iiiも同様とする。))。

- iii 普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。
- b 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。
- e 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
  - i 上記a.iの時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
  - ii 上記a.iiの時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記a.iiで定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
  - iii 上記a.iiiの場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額(ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。)
- f 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出に当たっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

③ 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(8) 普通株式への一斉転換(強制転換)

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

※上記(7) 普通株式への転換 ② 転換の条件 (イ)当初転換価額 に係る当初転換価額は、1,530円でありませす。また、優先株式の転換により発行された株式はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	7,187,123	—	1,838,213	—	—

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(普通株式)			
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	252	4.87
東洋シヤッター取引先持株会	大阪府中央区南船場2丁目3-2	165	3.20
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋3丁目5-12	149	2.87
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	143	2.76
東洋シヤッター従業員持株会	大阪府中央区南船場2丁目3-2	140	2.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	117	2.27
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	74	1.43
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-2	64	1.24
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	60	1.17
資産管理サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	56	1.08
計	—	1,224	23.60
(第1回優先株式)			
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	2,000	100.00
計	—	2,000	100.00

(注) 1 普通株式の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	143千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	117千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	56千株

2 第1回優先株式は議決権を有しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,000,000	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,090,400	50,904	同上、(注)2
単元未満株式	普通株式 69,623	—	同上、(注)3
発行済株式総数	7,187,123	—	—
総株主の議決権	—	50,904	—

(注) 1 無議決権株式は第1回優先株式であります。詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 二丁目3番2号	27,100	—	27,100	0.52
計	—	27,100	—	27,100	0.52

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,457	1,614	1,893	1,874	1,701	1,549
最低(円)	1,263	1,279	1,601	1,590	1,388	1,339

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、栄監査法人により中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,178,911		1,417,829		1,083,105	
2 受取手形及び 売掛金	※4	4,604,729		4,559,877		5,629,233	
3 たな卸資産		3,080,006		3,429,383		3,191,705	
4 その他		414,854		860,481		698,786	
5 貸倒引当金		△49,889		△39,337		△59,267	
流動資産合計		9,228,612	50.11	10,228,235	52.31	10,543,562	53.94
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1,2						
(1) 建物及び構築物		3,927,818		3,711,639		3,815,838	
(2) 機械装置及び 運搬具		602,321		575,078		540,788	
(3) 工具器具備品		120,903		120,700		116,378	
(4) 土地		4,147,461	8,798,505	4,147,461	8,554,879	4,147,461	8,620,467
2 無形固定資産		54,915	0.30	54,057	0.28	54,869	0.28
3 投資その他の 資産							
(1) 投資有価証券		12,911		12,852		12,882	
(2) その他		393,461		774,560		339,854	
(3) 貸倒引当金		△71,478	334,894	△71,681	715,731	△25,225	327,511
固定資産合計		9,188,316	49.89	9,324,668	47.69	9,002,848	46.06
資産合計		18,416,929	100.00	19,552,903	100.00	19,546,411	100.00



区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金	※4	4,827,326		4,951,885		5,305,649	
2 短期借入金	※2,3	3,500,000		3,500,000		3,500,000	
3 1年以内返済予定長期借入金	※2	500,000		500,000		500,000	
4 未払金		561,241		652,753		558,759	
5 未払法人税等		43,167		44,422		74,588	
6 賞与引当金		171,762		197,889		184,229	
7 その他		585,190		998,231		998,110	
流動負債合計		10,188,687	55.32	10,845,181	55.46	11,121,337	56.90
II 固定負債							
1 長期借入金	※2	2,750,000		2,250,000		2,500,000	
2 繰延税金負債		41		16		28	
3 退職給付引当金		1,515,606		13,504		1,539,388	
固定負債合計		4,265,647	23.16	2,263,521	11.58	4,039,416	20.66
負債合計		14,454,335	78.48	13,108,702	67.04	15,160,754	77.56
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,838,213		1,838,213		1,838,213	
2 資本剰余金		—		0		0	
3 利益剰余金		2,148,393		4,637,254		2,575,014	
4 自己株式		△24,074		△31,291		△27,614	
株主資本合計		3,962,533	21.52	6,444,176	32.96	4,385,614	22.44
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		60		24		42	
評価・換算差額等合計		60	0.00	24	0.00	42	0.00
純資産合計		3,962,593	21.52	6,444,200	32.96	4,385,656	22.44
負債純資産合計		18,416,929	100.00	19,552,903	100.00	19,546,411	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)				
I 売上高	※ 1		10,004,740	100.00		10,559,251	100.00		21,250,339	100.00	
II 売上原価			7,396,846	73.93		7,854,089	74.38		15,840,038	74.54	
売上総利益			2,607,893	26.07		2,705,161	25.62		5,410,301	25.46	
III 販売費及び 一般管理費			2,180,005	21.79		2,229,870	21.12		4,443,781	20.91	
営業利益			427,888	4.28		475,291	4.50		966,520	4.55	
IV 営業外収益											
1 受取利息及び 配当金			970			999			1,936		
2 償却債権取立益			3,534			2,683			4,607		
3 受取手数料			2,242			2,204			4,476		
4 受取保険配当金			—			1,574			6,688		
5 受取賠償金			—			5,500			6,163		
6 その他			1,625	8,373	0.08	2,091	15,053	0.14	1,391	25,262	0.12
V 営業外費用											
1 支払利息			43,858			55,618			94,804		
2 借入手数料			27,436			14,497			56,021		
3 その他			17,158	88,453	0.88	9,398	79,513	0.75	35,437	186,263	0.88
経常利益				347,807	3.48		410,830	3.89		805,519	3.79
VI 特別利益											
1 厚生年金基金 代行返上益			—	—	—	1,900,264	1,900,264	18.00	—	—	—
税金等調整前中間 (当期)純利益				347,807	3.48		2,311,095	21.89		805,519	3.79
法人税、住民税 及び事業税				30,062	0.30		30,572	0.29		61,152	0.29
中間(当期)純利益				317,745	3.18		2,280,522	21.60		744,367	3.50

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,838,213	2,046,732	△17,293	3,867,652
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△216,084		△216,084
中間純利益		317,745		317,745
自己株式の取得			△6,780	△6,780
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)		101,661	△6,780	94,880
平成18年9月30日残高(千円)	1,838,213	2,148,393	△24,074	3,962,533

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	99	99	3,867,752
中間連結会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△216,084
中間純利益			317,745
自己株式の取得			△6,780
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△39	△39	△39
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△39	△39	94,841
平成18年9月30日残高(千円)	60	60	3,962,593

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	1,838,213	0	2,575,014	△27,614	4,385,614
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△218,283		△218,283
中間純利益			2,280,522		2,280,522
自己株式の取得				△3,676	△3,676
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)			2,062,239	△3,676	2,058,562
平成19年9月30日残高(千円)	1,838,213	0	4,637,254	△31,291	6,444,176

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(千円)	42	42	4,385,656
中間連結会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△218,283
中間純利益			2,280,522
自己株式の取得			△3,676
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△18	△18	△18
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	△18	△18	2,058,544
平成19年9月30日残高(千円)	24	24	6,444,200

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,838,213		2,046,732	△17,293	3,867,652
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△216,084		△216,084
当期純利益			744,367		744,367
自己株式の取得				△10,322	△10,322
自己株式の処分		0		0	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (千円)		0	528,282	△10,321	517,961
平成19年3月31日残高(千円)	1,838,213	0	2,575,014	△27,614	4,385,614

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	99	99	3,867,752
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△216,084
当期純利益			744,367
自己株式の取得			△10,322
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△57	△57	△57
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△57	△57	517,904
平成19年3月31日残高(千円)	42	42	4,385,656

(注) 「自己株式の処分」は、端株の売却によるものであります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期) 純利益		347,807	2,311,095	805,519
2 減価償却費		197,799	189,980	396,974
3 貸倒引当金の増減額		16,865	26,525	△20,008
4 退職給付引当金の増減額		24,177	△1,525,883	47,959
5 前払年金費用の増加額		—	△396,378	—
6 賞与引当金の増減額		△44,732	13,659	△32,265
7 受取利息及び受取配当金		△970	△999	△1,936
8 支払利息		43,858	55,618	94,804
9 固定資産除却損		—	1,552	8,664
10 固定資産売却損		—	—	1,225
11 売上債権の増減額		156,485	1,022,919	△821,752
12 たな卸資産の増加額		△461,366	△237,677	△573,065
13 仕入債務の増減額		836,325	△353,764	1,314,648
14 前受金の増減額		△23,502	△141,166	445,888
15 前払費用の増減額		△61,746	△72,839	24,453
16 その他		3,275	91,407	△422,009
小計		1,034,276	984,050	1,269,080
17 利息及び配当金の受取額		970	999	1,936
18 利息の支払額		△43,858	△55,618	△94,804
19 法人税等の支払額		△60,053	△61,368	△60,053
営業活動による キャッシュ・フロー		931,335	868,062	1,116,158
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 投資有価証券 の取得による支出		△0	△0	△1
2 固定資産の取得 による支出		△15,672	△64,403	△41,805
3 固定資産の売却 による収入		700	—	700
4 ゴルフ会員権等の売却 による収入		2,657	2,670	2,657
5 貸付金の回収に よる収入		4,106	1,427	4,925
6 その他の投資の増減額		2,751	△2,587	977
投資活動による キャッシュ・フロー		△5,458	△62,893	△32,547

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 長期借入金の返済 による支出		△250,000	△250,000	△500,000
2 自己株式の取得 による支出		△6,780	△3,676	△10,322
3 自己株式の処分 による収入		—	—	1
4 配当金の支払による支出		△216,084	△216,767	△216,084
財務活動による キャッシュ・フロー		△472,865	△470,444	△726,405
IV 現金及び現金同等物 の増減額		453,012	334,724	357,205
V 現金及び現金同等物 期首残高		725,899	1,083,105	725,899
VI 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		1,178,911	1,417,829	1,083,105

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲 子会社は全て連結しております。 連結子会社 1社 南東洋シャッター株式会社 なお、持分法適用会社はありません。</p> <p>2 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p> <p>3 会計処理基準 (重要な資産の評価基準及び評価方法)</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産 主として移動平均法による原価法 (重要な減価償却資産の減価償却方法) 有形固定資産 主として定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 2～13年</p>	<p>1 連結の範囲 子会社は全て連結しております。 連結子会社 1社 南東洋シャッター株式会社 同左</p> <p>2 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p> <p>3 会計処理基準 (重要な資産の評価基準及び評価方法)</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左 (重要な減価償却資産の減価償却方法) 有形固定資産 a 平成19年3月31日以前に取得したもの 主として旧定額法 b 平成19年4月1日以後に取得したもの 主として定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 2～13年</p>	<p>1 連結の範囲 子会社は全て連結しております。 連結子会社 1社 南東洋シャッター株式会社 同左</p> <p>2 連結子会社の事業年度 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>3 会計処理基準 (重要な資産の評価基準及び評価方法)</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左 (重要な減価償却資産の減価償却方法) 有形固定資産 主として定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 2～13年</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>無形固定資産 主として定額法 ただし、自社利用ソフトウェア については、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法 (重要な引当金の計上基準) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備え、一般 債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の 債権については、債権の回収 可能性を検討して回収不能見 込額を計上しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正 ( (所得税法等 の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号) 及び (法 人税法施行令の一部を改正する政 令 平成19年 3月30日 政令第83 号) ) に伴い、平成19年 4月 1日 以降に取得したものについては、 改正後の法人税法に基づく方法に 変更しております。 なお、この変更による損益に与 える影響額は軽微であります。 (追加情報) 上記法人税法の改正により、平 成19年 3月31日以前に取得したも のについては、償却可能限度額ま で償却が終了した翌年から5年間 で均等償却する方法によっており ます。 上記により、売上総利益は 14,664千円、営業利益、経常利 益、税金等調整前中間純利益、及 び中間純利益はそれぞれ18,454千 円減少しております。 無形固定資産 主として定額法 同左 (重要な引当金の計上基準) 貸倒引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 主として定額法 同左 (重要な引当金の計上基準) 貸倒引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,083,419千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(重要なリース取引の処理方法) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。</p> <p>4 その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 (消費税等の会計処理) 税抜方式を採用しております。</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金および預入日から3か月以内に満期日が到来する随時引出し可能な預金であります。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当中間連結会計期間末においては、「投資その他の資産」の「その他」の中に前払年金費用396,378千円を計上しております。 会計基準変更時差異(942,881千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(重要なリース取引の処理方法) 同左</p> <p>4 その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 (消費税等の会計処理) 同左</p> <p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,083,419千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(重要なリース取引の処理方法) 同左</p> <p>4 その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (消費税等の会計処理) 同左</p> <p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金および預入日から3か月以内に満期日が到来する随時引出し可能な預金であります。</p>

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,962,593千円です。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,385,656千円です。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(退職給付引当金について)</p> <p>提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成18年1月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は2,474,000千円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込み額は1,717,000千円です。</p>	<p>(退職給付引当金について)</p> <p>提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年7月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けています。当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として1,900,264千円計上されています。</p>	<p>(退職給付引当金について)</p> <p>提出会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成18年1月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は2,481,626千円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込み額は1,893,108千円です。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,964,723千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,288,514千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,103,187千円</p>
<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財団は借入金6,750,000千円に対し抵当権が設定されております。 土地 4,144,837千円 建物及び構築物 3,815,809千円 計 7,960,647千円</p>	<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財団は借入金6,250,000千円に対し抵当権が設定されております。 土地 4,144,837千円 建物及び構築物 3,615,836千円 計 7,760,674千円</p>	<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財団は借入金6,500,000千円に対し抵当権が設定されております。 土地 4,144,837千円 建物及び構築物 3,712,554千円 計 7,857,392千円</p>
<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とコミットメントラインを締結しております。 当中間連結会計期間末におけるコミットメントラインに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当中間連結会計期間末借入未実行残高 500,000千円</p>	<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とコミットメントラインを締結しております。 当中間連結会計期間末におけるコミットメントラインに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当中間連結会計期間末借入未実行残高 500,000千円</p>	<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行とコミットメントラインを締結しております。 当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当連結会計年度末借入未実行残高 500,000千円</p>
<p>※4 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 164,773千円 支払手形 727,306千円</p>	<p>※4 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 198,197千円 支払手形 797,783千円</p>	<p>※4 当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形が、当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 171,694千円 支払手形 877,543千円</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 貸倒引当金 繰入額 17,206千円 賞与引当金 繰入額 99,328千円 給料手当 986,766千円 退職給付費用 116,579千円 法定福利費 160,877千円 減価償却費 12,466千円 旅費交通費 162,228千円 賃借料 154,205千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 貸倒引当金 繰入額 27,129千円 賞与引当金 繰入額 116,151千円 給料手当 996,531千円 退職給付費用 91,050千円 法定福利費 156,393千円 減価償却費 23,961千円 旅費交通費 153,507千円 賃借料 156,626千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 貸倒引当金 繰入額 45,838千円 賞与引当金 繰入額 108,080千円 給料手当 1,978,892千円 従業員賞与 179,936千円 退職給付費用 233,535千円 法定福利費 318,994千円 減価償却費 46,602千円 旅費交通費 316,739千円 賃借料 310,068千円

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	51,871	—	46,684	5,187
第1回優先株式(千株)	20,000	—	18,000	2,000
合計(千株)	71,871	—	64,684	7,187

(変動事由の概要)

普通株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 46,684千株

第1回優先株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 18,000千株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	189,654	29,805	196,982	22,477

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 29,805株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 196,982株

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年9月14日 臨時株主総会	普通株式	155,044	3	平成18年3月31日	平成18年9月14日
平成18年9月14日 臨時株主総会	第1回優先株式	61,040	3.052	平成18年3月31日	平成18年9月14日

注) 平成18年6月23日定時株主総会で、承認決議いただきました第51期利益処分案について、利益準備金の積立漏れにより決議が無効であることが判明致しました。よって平成18年9月14日臨時株主総会を開催し、あらためて平成18年3月31日を配当基準日とする議案を含む第51期利益処分案について、承認決議いただきました。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	5,187	—	—	5,187
第1回優先株式(千株)	2,000	—	—	2,000
合計(千株)	7,187	—	—	7,187

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	24,928	2,192	—	27,120

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,192株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	154,865	30	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年5月14日 取締役会	第1回優先株式	63,418	31.709	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	92,880	18	平成19年9月30日	平成19年12月10日
平成19年11月12日 取締役会	第1回 優先株式	利益剰余金	40,046	20.023	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	51,871	—	46,684	5,187
第1回優先株式(千株)	20,000	—	18,000	2,000
合計(千株)	71,871	—	64,684	7,187

(変動事由の概要)

普通株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 46,684千株

第1回優先株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 18,000千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	189,654	32,256	196,982	24,928

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 32,256株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 196,982株

なお、端株の売却により1株未満の自己株式の減少があります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年9月14日 臨時株主総会	普通株式	155,044	3	平成18年3月31日	平成18年9月14日
平成18年9月14日 臨時株主総会	第1回優先株式	61,040	3.052	平成18年3月31日	平成18年9月14日

注) 平成18年6月23日定時株主総会で、承認決議いただきました第51期利益処分案について、利益準備金の積立漏れにより決議が無効であることが判明致しました。よって平成18年9月14日臨時株主総会を開催し、あらためて平成18年3月31日を配当基準日とする議案を含む第51期利益処分案について、承認決議いただきました。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	154,865	30	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年5月14日 取締役会	第1回 優先株式	利益剰余金	63,418	31.709	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,178,911千円 現金及び現金同等物 1,178,911千円	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,417,829千円 現金及び現金同等物 1,417,829千円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,083,105千円 現金及び現金同等物 1,083,105千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>219,527</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>94,161</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>125,365</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	219,527	減価償却累計額相当額	94,161	中間期末残高相当額	125,365	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>248,441</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>146,568</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>101,873</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	248,441	減価償却累計額相当額	146,568	中間期末残高相当額	101,873	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>252,036</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>120,257</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>131,779</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	252,036	減価償却累計額相当額	120,257	期末残高相当額	131,779
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	219,527																									
減価償却累計額相当額	94,161																									
中間期末残高相当額	125,365																									
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	248,441																									
減価償却累計額相当額	146,568																									
中間期末残高相当額	101,873																									
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	252,036																									
減価償却累計額相当額	120,257																									
期末残高相当額	131,779																									
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が、有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 48,032千円 1年超 77,332千円 合計 125,365千円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が、有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左 2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 54,230千円 1年超 47,643千円 合計 101,873千円 (注) 同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 58,775千円 1年超 73,003千円 合計 131,779千円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																								
3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 24,671千円 減価償却費相当額 24,671千円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 29,906千円 減価償却費相当額 29,906千円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 51,225千円 減価償却費相当額 51,225千円																								
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。	4 同左	4 同左																								



(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	67	168	101
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	67	168	101

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

12,743千円

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	68	109	40
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	68	109	40

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

12,743千円

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	67	139	71
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	67	139	71

2 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

12,743千円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の金額の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えるため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)												
1株当たり純資産額 573円63銭 1株当たり中間純利益 61円50銭	1株当たり純資産額 1,047円32銭 1株当たり中間純利益 434円11銭	1株当たり純資産額 643円57銭 1株当たり当期純利益 131円84銭												
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 56円84銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 392円20銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。												
<p>当社は平成18年9月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下の通りであります。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)</th> <th>前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 467円36銭</td> <td>1株当たり純資産額 543円08銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 71円24銭</td> <td>1株当たり当期純利益 147円53銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 63円97銭</td> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	1株当たり純資産額 467円36銭	1株当たり純資産額 543円08銭	1株当たり中間純利益 71円24銭	1株当たり当期純利益 147円53銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 63円97銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭		<table border="1"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 543円08銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 147円53銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭</td> </tr> </tbody> </table>	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	1株当たり純資産額 543円08銭	1株当たり当期純利益 147円53銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭
前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)													
1株当たり純資産額 467円36銭	1株当たり純資産額 543円08銭													
1株当たり中間純利益 71円24銭	1株当たり当期純利益 147円53銭													
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 63円97銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭													
前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)														
1株当たり純資産額 543円08銭														
1株当たり当期純利益 147円53銭														
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 143円05銭														
<p>算定上の基礎</p> <p>1 1株当たり純資産額 中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額 3,962,593千円 普通株式に係る純資産額 2,962,593千円 差額の内訳 第1回優先株式 1,000,000千円 普通株式の発行済株式数 5,187,123株 普通株式の自己株式数 22,477株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 5,164,646株</p>	<p>算定上の基礎</p> <p>1 1株当たり純資産額 中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額 6,444,200千円 普通株式に係る純資産額 5,444,200千円 差額の内訳 第1回優先株式 1,000,000千円 普通株式の発行済株式数 5,187,123株 普通株式の自己株式数 27,120株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 5,160,003株</p>	<p>算定上の基礎</p> <p>1 1株当たり純資産額 連結貸借対照表の純資産の部の合計額 4,385,656千円 普通株式に係る純資産額 3,385,656千円 差額の内訳 第1回優先株式 1,000,000千円 普通株式の発行済株式数 5,187,123株 普通株式の自己株式数 24,928株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 5,162,195株</p>												

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 1株当たりの中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (1株当たり中間純利益) 中間連結損益計算書上の中間純利益</p> <p style="text-align: right;">317,745千円</p> <p>普通株式に係る中間純利益</p> <p style="text-align: right;">317,745千円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数</p> <p style="text-align: right;">5,166,681株</p> <p>(潜在株式調整後1株当たり中間純利益) 中間純利益調整額の主要な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p> <p>普通株式増加数(第1回優先株式)</p> <p style="text-align: right;">423,729株</p> <p>なお、転換請求期間が未到来の優先株式に係る普通株式増加数は、当期首株価を転換価額として算出しております。</p> <p>また、第1回優先株式の詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。</p>	<p>2 1株当たりの中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (1株当たり中間純利益) 中間連結損益計算書上の中間純利益</p> <p style="text-align: right;">2,280,522千円</p> <p>普通株式に係る中間純利益</p> <p style="text-align: right;">2,240,476千円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">優先株式に係る中間純利益</p> <p style="text-align: right;">40,046千円</p> <p>普通株式の期中平均株式数</p> <p style="text-align: right;">5,161,110株</p> <p>(潜在株式調整後1株当たり中間純利益) 中間純利益調整額の主要な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p> <p>普通株式増加数(第1回優先株式)</p> <p style="text-align: right;">653,595株</p> <p>なお、優先株式に係る普通株式増加数は、1,530円を転換価額として算出しております。</p> <p>また、第1回優先株式の詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。</p>	<p>2 1株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純利益) 連結損益計算書上の当期純利益</p> <p style="text-align: right;">744,367千円</p> <p>普通株式に係る当期純利益</p> <p style="text-align: right;">680,949千円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">優先株式に係る当期純利益</p> <p style="text-align: right;">63,418千円</p> <p>普通株式の期中平均株式数</p> <p style="text-align: right;">5,164,865株</p> <p>(希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要) 当期純利益調整額の主要な内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">該当事項はありません。</p> <p>普通株式増加数(第1回優先株式)</p> <p style="text-align: right;">423,729株</p> <p>なお、転換請求期間が未到来の優先株式に係る普通株式増加数は、当期首株価を転換価額として算出しております。また、第1回優先株式の詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等②発行済株式の(注)に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,170,563		1,410,363		1,074,467	
2 受取手形	※4	2,183,456		2,232,284		2,923,508	
3 売掛金		2,421,273		2,327,593		2,705,724	
4 たな卸資産		3,081,493		3,430,107		3,192,974	
5 その他		420,080		865,941		705,786	
6 貸倒引当金		△49,952		△39,386		△59,330	
流動資産合計		9,226,914	50.11	10,226,904	52.31	10,543,130	53.95
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1,2						
(1) 建物		3,706,022		3,508,888		3,604,066	
(2) 機械及び装置		571,183		545,659		508,414	
(3) 土地		4,147,461		4,147,461		4,147,461	
(4) その他		343,549		327,273		332,579	
有形固定資産合計		8,768,217		8,529,283		8,592,522	
2 無形固定資産		54,514		53,685		54,483	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		32,911		32,852		32,882	
(2) その他		404,036		778,135		345,429	
(3) 貸倒引当金		△71,573		△71,706		△25,275	
投資その他の資産 合計		365,374		739,281		353,036	
固定資産合計		9,188,106	49.89	9,322,250	47.69	9,000,042	46.05
資産合計		18,415,020	100.00	19,549,155	100.00	19,543,172	100.00
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※4	3,833,690		3,993,676		4,200,302	
2 買掛金		1,004,350		969,590		1,115,382	
3 短期借入金	※2,3	3,500,000		3,500,000		3,500,000	
4 1年以内返済予定 長期借入金	※2	500,000		500,000		500,000	
5 未払金		561,241		652,753		558,759	
6 未払法人税等		43,075		44,331		74,406	
7 前受金		402,120		730,344		871,510	
8 賞与引当金		167,658		193,525		180,172	
9 その他		178,961		264,142		123,673	
流動負債合計		10,191,097	55.34	10,848,363	55.49	11,124,207	56.92
II 固定負債							
1 長期借入金	※2	2,750,000		2,250,000		2,500,000	
2 繰延税金負債		41		16		28	
3 退職給付引当金		1,503,810		—		1,526,586	
固定負債合計		4,253,851	23.10	2,250,016	11.51	4,026,615	20.60
負債合計		14,444,949	78.44	13,098,380	67.00	15,150,822	77.52

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,838,213		1,838,213		1,838,213	
2 資本剰余金							
(1) その他資本剰余金		—		0		0	
資本剰余金合計		—		0		0	
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		21,608		43,436		21,608	
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		2,134,262		4,600,391		2,560,099	
利益剰余金合計		2,155,871		4,643,828		2,581,707	
4 自己株式		△24,074		△31,291		△27,614	
株主資本合計		3,970,011	21.56	6,450,750	33.00	4,392,306	22.48
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		60		24		42	
評価・換算差額等 合計		60	0.00	24	0.00	42	0.00
純資産合計		3,970,071	21.56	6,450,774	33.00	4,392,349	22.48
負債純資産合計		18,415,020	100.00	19,549,155	100.00	19,543,172	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		10,004,740	100.00	10,559,251	100.00	21,250,339	100.00
II 売上原価		7,418,193	74.15	7,874,554	74.57	15,883,967	74.75
売上総利益		2,586,546	25.85	2,684,696	25.43	5,366,372	25.25
III 販売費及び 一般管理費		2,159,575	21.58	2,209,722	20.93	4,401,764	20.71
営業利益		426,971	4.27	474,974	4.50	964,608	4.54
IV 営業外収益	※1	8,501	0.08	15,160	0.14	25,510	0.12
V 営業外費用	※2	88,453	0.88	79,513	0.75	186,263	0.88
経常利益		347,018	3.47	410,620	3.89	803,854	3.78
VI 特別利益	※4	—	—	1,900,264	18.00	—	—
税引前中間(当期) 純利益		347,018	3.47	2,310,885	21.89	803,854	3.78
法人税、住民税 及び事業税		29,970	0.30	30,481	0.29	60,970	0.28
中間(当期)純利益		317,048	3.17	2,280,404	21.60	742,884	3.50

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(千円)	1,838,213		2,054,907	2,054,907	△17,293	3,875,827	
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当		21,608	△237,693	△216,084		△216,084	
中間純利益			317,048	317,048		317,048	
自己株式の取得					△6,780	△6,780	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (千円)		21,608	79,355	100,963	△6,780	94,183	
平成18年9月30日残高(千円)	1,838,213	21,608	2,134,262	2,155,871	△24,074	3,970,011	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	99	99	3,875,927
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△216,084
中間純利益			317,048
自己株式の取得			△6,780
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△39	△39	△39
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△39	△39	94,144
平成18年9月30日残高(千円)	60	60	3,970,071



当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高(千円)	1,838,213	0	0	21,608	2,560,099	2,581,707	△27,614	4,392,306
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当				21,828	△240,112	△218,283		△218,283
中間純利益					2,280,404	2,280,404		2,280,404
自己株式の取得							△3,676	△3,676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(千円)				21,828	2,040,292	2,062,120	△3,676	2,058,443
平成19年9月30日残高(千円)	1,838,213	0	0	43,436	4,600,391	4,643,828	△31,291	6,450,750

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(千円)	42	42	4,392,349
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△218,283
中間純利益			2,280,404
自己株式の取得			△3,676
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△18	△18	△18
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△18	△18	2,058,425
平成19年9月30日残高(千円)	24	24	6,450,774

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成18年3月31日残高(千円)	1,838,213					2,054,907	2,054,907	△17,293	3,875,827
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				21,608	△237,693	△216,084			△216,084
当期純利益					742,884	742,884			742,884
自己株式の取得								△10,322	△10,322
自己株式の処分		0	0					0	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (千円)		0	0	21,608	505,191	526,800		△10,321	516,479
平成19年3月31日残高(千円)	1,838,213	0	0	21,608	2,560,099	2,581,707		△27,614	4,392,306

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(千円)	99	99	3,875,927
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△216,084
当期純利益			742,884
自己株式の取得			△10,322
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△57	△57	△57
事業年度中の変動額合計 (千円)	△57	△57	516,421
平成19年3月31日残高(千円)	42	42	4,392,349

(注) 「自己株式の処分」は、端株の売却によるものです。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に 基づく時価法 なお、評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売 却原価は総平均法により算 定しております。 時価のないもの 総平均法による原価法  たな卸資産 a 評価基準 原価法 b 評価方法 主として移動平均法</p> <p>(2) 減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 3～50年 機械装置 2～13年</p>	<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左  たな卸資産 a 評価基準 同左 b 評価方法 同左</p> <p>(2) 減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 a 平成19年3月31日以前に取得し たもの 旧定額法を採用しております。 b 平成19年4月1日以後に取得し たもの 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 3～50年 機械装置 2～13年</p>	<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に 基づく時価法 なお、評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、 売却原価は総平均法により 算定しております。 時価のないもの 同左  たな卸資産 ① 製品 移動平均法による原価法 ② 原材料 移動平均法による原価法 ③ 仕掛品 移動平均法による原価法 ④ 貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 3～50年 機械装置 2～13年</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>無形固定資産 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 上記法人税法の改正により、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 上記により、売上総利益は14,052千円、営業利益、経常利益、税引前中間純利益、及び中間純利益はそれぞれ17,825千円減少しております。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,067,611千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(4) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当中間会計期間末においては、「投資その他の資産」の「その他」の中に前払年金費用396,378千円を計上しております。 会計基準変更時差異(927,073千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(4) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,067,611千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理することとしております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。</p> <p>(4) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>

## 会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,970,071千円です。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,392,349千円です。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

## 追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(退職給付引当金について)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成18年1月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は2,474,000千円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込み額は1,717,000千円です。</p>	<p>(退職給付引当金について)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年7月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けています。当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として1,900,264千円計上されています。</p>	<p>(退職給付引当金について)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成18年1月31日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当事業年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は2,481,626千円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込み額は1,893,108千円です。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 6,692,232千円</p>	<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 7,011,329千円</p>	<p>※1 有形固定資産減価償却累計額 6,828,352千円</p>
<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財 団は借入金6,750,000千円に 対し抵当権が設定されてお ります。 土地 4,144,837千円 建物 3,660,648千円 構築物 155,161千円 計 7,960,647千円</p>	<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財 団は借入金6,250,000千円に 対し抵当権が設定されてお ります。 土地 4,144,837千円 建物 3,472,556千円 構築物 143,279千円 計 7,760,674千円</p>	<p>※2 担保提供資産 固定資産のうち、下記工場財 団は借入金6,500,000千円に 対し抵当権が設定されてお ります。 土地 4,144,837千円 建物 3,564,125千円 構築物 148,428千円 計 7,857,392千円</p>
<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転 資金の効率的な調達を行うた め取引銀行5行とコミットメ ントラインを締結しておりま す。 当中間会計期間末における コミットメントラインに係る 借入金未実行残高等は次のと おりであります。 コミットメント ライン契約の 1,000,000千円 総額 当中間会計 期間末借入 未実行残高 500,000千円</p>	<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転 資金の効率的な調達を行うた め取引銀行5行とコミットメ ントラインを締結しておりま す。 当中間会計期間末における コミットメントラインに係る 借入金未実行残高等は次のと おりであります。 コミットメント ライン契約の 1,000,000千円 総額 当中間会計 期間末借入 未実行残高 500,000千円</p>	<p>※3 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転 資金の効率的な調達を行うた め取引銀行5行とコミットメ ントラインを締結しておりま す。 当事業年度末におけるコミ ットメントラインに係る借入 金未実行残高等は次のと おりであります。 コミットメント ライン契約の 1,000,000千円 総額 当事業年度末 借入未実行 残高 500,000千円</p>
<p>※4 中間会計期間末日満期手形 の会計処理については手形交 換日をもって決済処理してお ります。 なお、当中間会計期間末日 が金融機関の休日であったた め、次の中間会計期間末日満 期手形が、中間会計期間末残 高に含まれております。 受取手形 164,773千円 支払手形 727,306千円</p>	<p>※4 中間会計期間末日満期手形 の会計処理については手形交 換日をもって決済処理してお ります。 なお、当中間会計期間末日 が金融機関の休日であったた め、次の中間会計期間末日満 期手形が、中間会計期間末残 高に含まれております。 受取手形 198,197千円 支払手形 797,783千円</p>	<p>※4 当事業年度末日満期手形の 会計処理については手形交換 日をもって決済処理してお ります。 なお、当事業年度末日が金 融機関の休日であったため、 次の当事業年度末日満期手形 が、当事業年度末残高に含 まれております。 受取手形 171,694千円 支払手形 877,543千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち 受取利息 1,097千円	※1 営業外収益のうち 受取利息 1,106千円	※1 営業外収益のうち 受取利息及び 受取配当金 2,184千円
※2 営業外費用のうち 支払利息 43,858千円 手形売却損 3,991千円	※2 営業外費用のうち 支払利息 55,618千円 手形売却損 5,343千円	※2 営業外費用のうち 支払利息 94,804千円 手形売却損 8,899千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 191,975千円 無形固定資産 3,353千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 184,639千円 無形固定資産 2,978千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 385,536千円 無形固定資産 6,609千円
	※4 特別利益の項目 厚生年金基金 1,900,264千円 代行返上益	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	189,654	29,805	196,982	22,477

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 29,805株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 196,982株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	24,928	2,192	—	27,120

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,192株

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	189,654	32,256	196,982	24,928

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 32,256株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少 196,982株

なお、端株の売却により1株未満の自己株式の減少があります。



(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>219,527</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>94,161</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>125,365</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	219,527	減価償却累計額相当額	94,161	中間期末残高相当額	125,365	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>248,441</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>146,568</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>101,873</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	248,441	減価償却累計額相当額	146,568	中間期末残高相当額	101,873	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具他 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>252,036</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>120,257</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>131,779</td> </tr> </tbody> </table>		工具他 (千円)	取得価額相当額	252,036	減価償却累計額相当額	120,257	期末残高相当額	131,779
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	219,527																									
減価償却累計額相当額	94,161																									
中間期末残高相当額	125,365																									
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	248,441																									
減価償却累計額相当額	146,568																									
中間期末残高相当額	101,873																									
	工具他 (千円)																									
取得価額相当額	252,036																									
減価償却累計額相当額	120,257																									
期末残高相当額	131,779																									
(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定しております。 2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 48,032千円 1年超 77,332千円 合計 125,365千円	(注) 同左 2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 54,230千円 1年超 47,643千円 合計 101,873千円	(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定しております。 2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 58,775千円 1年超 73,003千円 合計 131,779千円																								
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定しております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、「支払利子込み法」により算定しております。																								
3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 24,671千円 減価償却費相当額 24,671千円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 29,906千円 減価償却費相当額 29,906千円	3 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 51,225千円 減価償却費相当額 51,225千円																								
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 同左	4 同左																								

(有価証券関係)

(前中間会計期間末) (平成18年9月30日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当はありません。

(当中間会計期間末) (平成19年9月30日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当はありません。

(前事業年度末) (平成19年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は該当はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第53期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)中間配当について、平成19年11月12日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に  
対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ①中間配当による配当金の総額     | 132,926千円   |
| ②1株当たりの中間配当金       |             |
| 普通株式               | 18円00銭      |
| 第1回優先株式            | 20円023銭     |
| ③支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月10日 |

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |                |        |                         |                          |
|-------------------------|----------------|--------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第52期) | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年6月22日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書<br>訂正報告書    | 事業年度<br>(第52期) | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年7月2日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (3) 有価証券報告書<br>訂正報告書    | 事業年度<br>(第52期) | 自<br>至 | 平成18年4月1日<br>平成19年3月31日 | 平成19年8月1日<br>近畿財務局長に提出。  |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

東洋シャッター株式会社

取締役会 御中

## 栄 監査法人

代表社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 國 分 紀 一 ㊞

代表社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 迫 田 清 己 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

## 栄 監査法人

代表社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 國 分 紀 一 ⑩

代表社員  
業務執行  
社員  
公認会計士 迫 田 清 己 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

東洋シャッター株式会社

取締役会 御中

## 栄 監査法人

代表社員  
業務執行  
社 員  
公認会計士 國 分 紀 一 ㊞

代表社員  
業務執行  
社 員  
公認会計士 迫 田 清 己 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

東洋シャッター株式会社

取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員  
業務執行  
社員

公認会計士 國 分 紀 一 ㊞

代表社員  
業務執行  
社員

公認会計士 迫 田 清 己 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。